

平成 28 年度第 2 回北広島市市民参加推進会議 会議概要

| | | |
|-------------|--|--|
| 日 時 | 平成 28 年 7 月 20 日（水）午後 6 時 28 分から午後 8 時 38 分 | |
| 場 所 | 市役所本庁舎 2 階会議室 | |
| 出 席 者 | 委員： (8 名) | 北川委員、佐藤委員、竹内委員、穂刈委員、山野委員、深村委員 塚崎委員、中屋委員 |
| | 事務局： | 川村政策推進室長、橋本課長、柴主査、安井主事 |
| | 傍 聴 者 | |
| 会議次第 | <ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 協議事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成 27 年度市民参加手続きに係る事後評価について (資料 1-1～1-7) 3 その他 4 閉会 | |
| 配布資料 | (資料 1～7) ・平成 27 年度市民参加手続きに係る事後評価について | |

1. 開 会

事務局：定刻前ですが、皆さんお揃いになりましたので、平成 28 年度第 2 回北広島市市民参加推進会議を開会いたします。

本会議につきましては、出席委員が過半数を超えておりますので、北広島市市民参加条例施行規則第 8 条第 6 項の規定により、会議が成立しますことを事務局より報告いたします。

なお、本日は中野委員と小池委員が欠席となります。

それでは、施行規則第 8 条第 5 項の規定により、議長につきましては山野会長にお願いいたします。山野会長よろしくお願ひいたします。

2. 協議事項

議 長：(議長からのあいさつ)

それでは、協議事項 (1) 平成 27 年度市民参加手続きに係る事後評価について、事務局に説明をお願いします。

事務局：<配布資料に基づいて事務局から説明を行う。>

議 長：ただいま事務局から説明がありましたが、これについて何かご質問はありますでしょうか。

C 委員：資料 1 の 1 ページ目の表 3 ですが、一事業あたりに採用した市民参加手続きの種類が、53. 8 パーセントで過半数となっています。このあたりについて、理由をお聞きしたい。

事務局：7 件、53. 8%の事業でパブリックコメントのみの市民参加の形となっております。市民参加については、審議会やアンケートといった複数の手法を用いながら、パブリックコメントをさせていただいております。これらについては、昨年事前評価のときに委員会にお諮りさせていただいており、了承をいただいた上で市民参加として実施しております。条例改正に関しましては、パブリックコメントだけの手続きを採っているところが圧倒的に多く、昨年お示したような状況となっております。何かに絞り込んで一つのもので意図的にやっているというものではないとご理解いただければと思います。

C 委員：条例改正はパブリックコメントの一つという基本方針を持っているということですか。

事務局：例えば単純に上位法に基づいて直さなければならぬ条例については、そういう手続きを採っていますが、市民生活に影響が及ぶようなことについては、また別の手続きを採っていくように使い分けもしています。

議 長：市民参加手続きの対象となった 13 件のうち、審議会の実施件数は 6 件ということですが、市にはその他の審議会等もあります。その審議会等について、公募委員の有無や人数を把握し評価する必要もあるのではないかと感じています。審議会等一覧については市のホームページから取ることもできます。市議会も審議会等であり、地方自治法に基づく委員会というのが 6 つあります。地方自治法に基づく審議会が 51 あります。法律の規定

により国の機関、大臣等が委嘱する委員というのもあります。その他、規則等で設置する委員会と市長の諮問機関が27あります。総数で100以上となります。これらについて、公募委員の数等は検証されていないので、この辺りについて考えてみたいと思います。条例の中で審議会等というのも市民参加の方法の一つと定めていますので、対象事業に参加だけではなく、従来からある審議会も市民参加の一つとなります。公募委員もいるわけですから、市民参加の一つとなります。市民参加推進会議でこの審議会について少し考えてみる必要もあるのではないのかと考えておりますが、いかがでしょうか。

27年度の13の事業の他に、公募委員が入っている審議会は多くあります。市民参加の対象事業として市民参加手続をとりましたということになっています。条例では市民参加の方法として審議会も含まれているので、事業別に考えて対象を決めると13になりますが、その他の市民参加の方法をとっているものもあります。市民からの意見を取り入れながら、審議会を行っているというところもありますので、これらの審議会等についても市民参加の一つであるということになりますので、推進会議で検証する必要があるのではないかと思います。例えば公募委員の数についても、適正かどうか、公開はされているかなどについても、この会議で議論してもいいのではないかなと思うわけです。2つの考え方があると思います。事業別に、市民参加の対象としたものに対する市民参加がどのように行われたかということに絞って検証するというやり方と、その他市民参加全般として考えて、市民参加というものがきちんと行われているかどうかということを考える中で、審議会がどうなっているのかということを考えるやり方。今回の平成27年度、正確に読むと市民参加手続事前評価事業となっているので、簡単に言えば事業に対する市民参加だけを捉えればよしと受け取れるわけですがけれども、そのほかの市民参加について市民参加推進会議で考えていかなければいけないのではないかということです。やり方としては分けてもいいのかなと思います。事業に対する審議、対象となった事業に対する市民参加の評価書を作るのはその部分に限りますよということでもいいのかと思います。

A 委員：市民参加の対象事業とその他の市民参加とはどういうことですか。

議 長：本来は全部事業ですが、市民参加の対象とする事業に引かかるか引かからないか。例えば新規に条例を作れば確実に対象となるわけですが、今まで継続しているものは長年やってきているものですから、市民参加の対象としてこなかった。

E 委員：そもそもそれがこの市民参加推進会議の権限で、職掌の中に含まれているのかどうかというのがわからないところです。事業の市民参加について検討する会議なのか。そこまでやれる権限があるのかというのが一点と、もう一つはこれだけたくさんものを会議でやれるのかということです。

議 長：全部をやろうとしたら無理だと思います。あと、その権限については条例ではかなり曖昧な表現になっていて、「その他市民参加に関する事」という言い方になっていますので、これは権限としてもいいのではないかと考えています。

A 委員：区分けがされているということですね。

議 長：市民参加手続が必要な事業ということで、13事業が去年の対象となった事業です。審議会についても市民参加の方法の一つと条例に書いてあるわけですから、市民参加推進

会議の中で、審議会がきちんと市民参加の理念に基づいて行われているかどうかの検証も必要ではないかということです。E 委員からありましたように、すごい数があるわけなのでこれを全部やるというのはとても無理だとは思いますが。審議会等をいくつか傍聴してきましたが、市民の声が活かされているのか、専門性が高いという事で公募委員が入っていないものでも、市民の立場から発言があってもよいのではないかなど、疑問に思うところもあります。いくつかピックアップするか、それとも資料として、例えば公募委員が入っている審議会、入っていない審議会を資料を作っていただいて、この審議会だったら公募委員を入れても良いのではないかというような提言も推進会議でできるのではないかと考えています。D 委員いかがですか。

D 委員：どの審議会に対してどういった人を何人くらい欲しいのかは私たちの観点からでは想像しづらいところかと思えます。担当部署でこういう人が何人欲しい。予算の関係もあると思うので、そこは担当職員にお任せしてもいいのかなと感じています。

議 長：任せるにしても推進会議で現状を把握しておくという必要はどうでしょう。それは事前評価の段階で本事業にはこういった人が何名委員として審議会に参加されていますという報告があればいいのかなと思えます。市の情報公開という意味からいっても審議会を整理して、どういう方が入っていて、年に何回会議が行われていて、報酬はいくらで、公募委員が何人、男女比はどうなっているというような情報をまとめたものを推進会議で把握したい。このような資料を事務局で作っていただくというのは可能ですか。

事務局：実施事業については事前、事後の評価でお示しできますが、既に動いている事業については、先ほど会長が言われたとおり、例えば市にはこのような審議会があつて、公募市民は何人中何人で開催していますという資料はできると思えます。

議 長：任期中にはこれについて話し合いたいと思えますので、それに合わせて資料の作成をお願いしたいと思います。

事務局：審議会の数は相当数ありますので、委員の方の話を聞きながらと思えますが、どこまで議論を深堀りできるかわかりませんが、上手く進められるようご意見等をいただければと思えます。

議 長：その辺含めて整理し、資料を作っていただくということによろしいですか。教育委員会、選挙管理委員会についても必要ではないのかなと思えます。その辺を事務局で整理してもらいたいです。

事務局：法で設置しなくてはならないと決まっているものと、市にある程度意思があるものの区分けをして、メンバー構成、回数、男女比、公募という形の資料は作成できます。

議 長：それでは資料をお願いしたいと思います。子どもの審議会への参加については事務局で把握していることはありますか。

事務局：企画課の所管では、昨年総合戦略策定時に子どもたちにヒアリングを実施し、将来についての希望ですとかそういったものを学校に行つて直接児童に話を聞いております。市民参加と言つていいのかわかりませんが、そういう取組はしております。

議 長：その辺も含めて別な機会に設けまして議論したいと思います。それでは個別の事業についての市民参加がどのように行われたかというあたりを、一つずつ説明していただきたいと思えます。

事務局：＜配布資料に基づいて説明を行った。＞

議長：不明な点などございますか。

C委員：1 ページでは審議会と市民説明会等となっています。市民説明会等だから 2 ページの中でワークショップにチェックマークが入っています。ワークショップ形式だったので開催内容としてワークショップにチェックが入っている。そういう理解でよろしいのでしょうか。

事務局：委員がおっしゃったとおりで、様式上の体裁ということです。

C委員：市民説明会・ワークショップ・市民フォーラムの三種類が市民説明会等に入るということですね。わかりました。

議長：他にございますか。

E委員：この市民説明会等の 30 名は確保できるまで無作為抽出して郵送したということですか。

事務局：1,000 件に市民参加のご案内をさせてもらい、会議に参加してもいいよという答えの中から 30 人を選びました。

E委員：わかりました。

議長：このきたひろしま市民会議というのが無作為抽出型の会議で、これからの市民参加では非常に重要になってくるものだと思います。この会議を市民説明会等の中の等に入っているから何が入ってもいいですよとあって、市民説明会の中に分類するのはちょっと無理があると思います。その他の部分に分類するか、あるいは今後条例の中で方法の一つとして市民会議というものを明記するというのも必要なのではないかと思います。それくらい非常に市民からの意見が出やすいといえますか、市民参加のこれからの新しい手法の一つというふうに、これは世界的にも日本全国的にも方向性が出ていますので、市民説明会の中に入れられない方がいいのではないかと思います。そうすると、先ほどの開催内容のワークショップにチェックが入って、市民フォーラムというやり方の分類ではなくて、手法の分類というほうが、すっきりするという部分もあると思います。ご意見を伺いたいと思います。G委員いかがですが。

G委員：整理の仕方かとは思いますが。ただ、市も市民参加の手法として無作為抽出というやり方は今後も継続していこうという方向ではやっているもので、今日の推進会議の進め方も含めてですけれども、事前事後の評価プラス今後 3 回目以降に市民参加とはという部分で議論されてもいいのかなとは思いました。

議長：他にご意見ございますか。C委員。

C委員：ワークショップなのか市民会議なのかその場になかったので、ワークショップや市民会議というような断定はできないんですけども、会長がおっしゃるような分類の仕方もありだなというふうには思います。

議長：これは今後協議していくということよろしいですか。それではその他質問等ありますでしょうか。人数とか公募委員が 1 人であるというような部分についてはどうでしょうか。審議会の中でこの総合計画というのは大きなテーマでして、それを 5 人で内 1 人が公募委員です。5 人で話し合うというのも人数が少ないのではないかなという気がします。この辺についてどうでしょう。事務局に伺いますが、5 人というのは決められた数でしょうか。

事務局：条例で決められているものです。

議 長：公募に関してはどうですか。

事務局：公募に関して人数はなく、学識経験者と公募というのが条例で決められています。

議 長：総数として5人ということが決まっているのでは仕方ないですね。それとパブリックコメントについて資料の作成にあたってはどこを見直したのかなど、わかりやすいものとするとなっていますが、総合計画概要というのは多分パブリックコメントをかけるときに出ていたものと思いますが、概要も30ページぐらいあったかと思いますが、わかりやすくしたという部分はどのあたりですか。

事務局：資料的には変更箇所の色付けをして、その部分だけを際立てるなど、どちらかという内容よりも見やすさを重視し、本編だと200ページくらいになります。新旧対象表みたいなものをつけては出しておりませんので、変わったところは色で変えてという形がこの表記になります。

議 長：例えば文言について、少しわかりやすい文言にするとかそういうようなことは工夫されましたか。

事務局：工夫はしていますが、行政語は行政語でというように必要ところは必要な言葉で、その中でもできるだけ平易な言葉で、難しい英語なども読みやすいものにするというのはやっています。

議 長：注釈等についてはついているのでしょうか。

事務局：ついています。

議 長：これもかなり重要でして、200ページ読んでからでは絶対に市民参加はしないと思います。概要版でさえ30ページあります。耐えられるのはA4一枚と思っているので、A4一枚でどの点がポイントになるかというようなこともつけていただけると、そこから組み込んで概要版なり本編を見るというようなこと可能かと思います。本当に簡単な形でA4一枚位にまとめた変更点等を整理したものがあれば良いのかなと思います。この中で26年度に実施したアンケートというのがありますが、26年度の事後評価ではアンケートについて評価していますか。

事務局：昨年が26年度の事後評価の時期でしたけれども、先ほどの公共施設と同じように28年度に事後評価するという判断で評価はしておりません。

議 長：今回が初めてですね。わかりました。アンケートも費用の内訳は入っていないのですが、金額は出ていないのでしょうか。

事務局：アンケート費用は310万円で、委託料と消耗品費となります。

議 長：アンケート費用って相当かかるのですね。業者に全てお願いしているという形ですか。

事務局：この委託料についてはそういう意味でかかる費用ですとか、当然回収してからの分析など、そういったものを含めての費用になります。

議 長：過去のアンケートの例を見てもだいたい200数十万から300万とかその程度かかっているという記憶ですが、だいたいアンケートを一つやるとそのくらいかかるものですか。

事務局：回収率によっても当然変わってきますし、アンケートをしている施策事業の内容によって、アンケートに差は出てくるのかなと思います。

議 長：アンケート結果の分析等も委託するような形でしょうか。

事務局：3,000件の配布数というのは、総合計画は最上位計画なので、市の中で一番多くサン

ルとしては出しています。通常 1,000 件とか 1,500 件とか単位で、ほぼ倍くらい出しています。分析も単純な分析プラスクロス集計で、詳しく実施しています。

議長：分析というか分類整理ということですね。市民参加に関してはコストということも十分考えていかなければならないことだと思いますので、総合計画という大きなテーマですからそれぐらいかかるのもやむを得ないという部分はあると思います。

議長：その他質問ご意見等ありますか。

委員：〈質問・意見なし〉

議長：冒頭にお話ししたようにいろいろご意見、説明があったことを踏まえて次回までに自分の評価についての考えをまとめておいていただきたいと思います。評価自体については次回に行いたいと思います。他にご意見なければ次の項目に移りたいと思います。

事務局：〈配布資料に基づいて説明を行った。〉

議長：ご質問・ご意見ございますか。

C委員：5 ページの審議会等の回数の予定が 7 回だったのが結果 4 回になっていますが、その辺の理由はいかがでしょうか。

事務局：審議の過程で深堀して審議をしなければいけないという場合も当然有り得ますので、それ以上の回数にも対応できるような形で推進委員会に関してはそうさせていただいているというところです。

C委員：1 件目も 7 回の予定が 4 回になっているという理由も同じですか。

事務局：推進委員会の中で総合計画の中間見直しですとか、推進計画関係を審議いただいていますので、人数と回数も含めてそのようになっています。

議長：総合計画を作って推進計画を作るわけですよね。総合計画からもう少し具体的な話をするのかとは思いますが、簡単でよろしいので、説明お願いできますか。

事務局：総合計画というのが、市の最上位計画ですけれども、この計画の中では具体的に例えば妊婦検診をしますとか、そういった細かい施策ではなくて、もっと大きな、子育てであれば子育てに関する市のまちづくりの真意をここに示しています。この方針を受けて推進計画の中で具体的にこういった事業を実施していきますというように個々具体的な事業はここに織り込まれる形になっています。市の計画として 2 段階・3 段階の形で、上位があってそれを具体的にする計画というような構成になっています。

議長：同じことを 2 回やっているような印象で、そんなことはないと思いますけれども、かなり重要なものであることは間違いのないようです。手法としては審議会とパブリックコメントの二つと複数にはなっているのですけれども、そのほかの手法は考えられなかったかなど。むしろ具体的にいった段階でワークショップとかそういうようなのがあってもいいのかなと思うのですが。

事務局：市民会議を開催しましたがけれども、市の推進計画に基づくテーマについてワークショップ形式の形で意見をいただいたりしてもおります。直接この推進計画の策定においては、2 つの市民参加の手法でしか説明できていませんけれども、市民参加の中では子育てに関するテーマを設けたりですとか、そういったやり方をする中で幅広く意見を聞く機会というのは可能かなとは思っています。

議長：ある意味総合計画で実施した市民会議で出た意見も、推進計画に反映されていると考え

てよろしいですか。

事務局：市民会議の時に具体的な意見を多く頂いています。それについては、推進計画の中において、会議でいただいた意見もある程度意識しながら策定は進めていくことができるように考えております。推進計画は約 300 から 400 近く事業がありますが、全ての分野において実施します。各セクションがいろいろな場面で市民の意見を聞いた中で、最後集約して事業に起こして、理念に基づいて計画していく事業になってきますので、最終の手法としてはパブリックコメントとなっていますが、それまでの段階でも、例えば市政懇談会ですとか、いろいろなところからいただいたものを参考に、再度政策、事業になっていくというところの集大成の最後の見せ方がこの一つひとつになっているということでご理解いただきたいと思います。これはどっちかという個別ではなくて大きな話の事業なので、ちょっと特殊な部分ではあるかなと思いますけど、いろんな手法を重ねてきているということでご理解いただければと思います。

議長：その他ご意見、ご質問ありますか。

委員：〈質問・意見なし〉

議長：なければ、次の項目に移ります。

事務局：〈配布資料に基づいて説明を行った。〉

議長：ご質問、ご意見はございますか。

C 委員：パブリックコメントが想定件数の 20 件よりも 2 倍以上、3 倍近かったのですけれども、それはやはり市民フォーラムを 1 月に開催した事が理由なのでしょうか。

事務局：パブリックコメント意見募集期間中に市民フォーラム、シンポジウムを開催しましたので、それによる効果はあったのかなと認識しています。

議長：先ほど全体として見てパブリックコメント 10 件以上というのが 2 件となっていますので、かなり反応があったと思います。9 人ということですが、パブリックコメントは先ほどの説明では人数に関しては出してはいないのですね。統計的にできれば人数でも出してもらったほうが何人ぐらいが興味を持っているかということがわかるのではないかと思います。

事務局：資料 1 のところでは 23 名から 104 件という形です。

議長：要するに複数件の意見を提出した人がかなりいるということですね。ということは 1 人でたくさん出すと一気に件数は上がるのだけど、関心を持ったのは一人だったというようなことにもなるので、人数も加えて情報として出していただきたいです。そのほかにございますか。

B 委員：アンケート調査の中で東京都に住んでいる方が Web アンケートで 300 件ということになっているのですが、これはどういう手法ですか。

事務局：元々サンプルとして登録されている事業所があります。子育てでこのぐらいの人たちというリストがあって、そこにウェブで委託業者が送って回答をもらうという形です。

B 委員：委託業者を通じてということですか。

事務局：結構いろんなリサーチ会社があって、登録されているモニター向けに、今回子育てや人口減少ですけど、例えば食べ物だとかそういう事に関するアンケートを取りたいですと発注するとリサーチできる会社があります。目的に応じて人を選んで引っ張ってきてい

ただけるということです。

B 委員：それで札幌市と東京都の回収率は 100%なんですね。

事務局：慣れている方が多いというイメージもあるものですから、それがどうなのかというのは一部懸念されているところもあるのですが、サンプルとしてはとれます。

議 長：それでヒアリング調査を含むということになるのですね。審議会のことで、公募委員が 2 名。その上に委員の選出方法のところに、男女比、年齢構成、地域構成を公表するとなっているのですが、女性の方 2 名だったという記憶なのですが、お二人とも西の里の 2 人だったんですよね。男女比、地域考慮されているのかなと疑問があるように思ったものから。実際応募してきた人数がどれくらいかわかりますか。これはどういう形で募集をかけたのか。ホームページ、広報、道新に取り上げられたとか、そういうのはありますか。

事務局：道新には出しています。募集に関して 2 人のうち 1 人が先ほどの市民会議に出ていただいた方で、その方が公募として委員をやりたいということでした。新聞にも載せていただいておりますが、公募委員の募集については、告知の仕方など効果的な手法を考えていく必要があるかと思えます。

議 長：その他ご意見、ご質問ありますか。

委 員：〈質問・意見なし〉

議 長：それでは、次に行きます。

事務局：〈配布資料に基づいて説明を行った。〉

議 長：ご意見、ご質問ございますか。

C 委員：前回も感じたんですけども、本来 30 日以上でなければいけないパブリックコメントが 25 日間になっているんですね。ですからパブリックコメントをするのが少し難しいし、想定件数は 2 件と書いてあるのです。25 日間でも十分パブリックコメントは来るのだとおっしゃるかもしれませんが、想定件数が 2 件と非常に少ない中で実際には 17 件。実際に 17 件もあるということで、これについてどうお考えかということをお聞きしたいです。

議 長：下の「実施に当たり工夫すること」の中に若干お答えらしきことも書いてはあるのですが、予算編成の時期の都合もございませう。確かに想定を 2 件としているのは、これはもしかすると前年度 2 件あったからということなのかなと思ったのですが、事務局から説明をお願いできますか。

事務局：想定件数自体については、例年ベースを見て想定件数を出しているというのが実態です。日数についても、もともと国が示す財政計画に準じていること、更に予算に出すためにはどうしても、年末年始も挟んでしまいますので、こういった枠をとってやっているのが限界で、そういう実態になっています。

議 長：時間的・物理的な理由ということになれば、事前にパブリックコメントを出しますよという事前告知をするなどの対応も可能かと思われます。予定表としてホームページ等には載っていますが、時期が確定した時点で早めの周知についても工夫が必要なのかなと。

C 委員：この意見の取扱いの欄が、他の今までの数件とは書き方が違うのはどういう事情なんですか。その前の数件は意見の取扱いで文章表記だったのが、ここだけチェックマーク的な記述になっておりますが、どういう判断ですか。

事務局：各課に照会かけるときに上の三つの項目を載せさせて頂きたいということで、その他にチェックを入れまして、下の文言を入れたという格好になっていますので、こちらは統一して書くような形で今後取り扱っていきます。

C委員：パブリックコメントについては、自分の意見が反映されるんだということをもっとPRすると意見を出したいと思っている潜在的な人もパブリックコメントに参加していただけるのかなと思います。書き方、意見の取扱いについては、ある程度統一したほうがわかりやすいのかもしれないですね。

議長：予算全般ではなくて新規事業を対象にするとなっていて、本来で行くと予算ということになっていますから本当は全部やらなくてはいけないのですが、条例上で新規事業に絞る根拠がないのです。その他ご意見、ご質問ありますか。

委員：〈質問・意見なし〉

議長：なければ、次の項目に移ります。

事務局：〈配布資料に基づいて説明を行った。〉

議長：公募の委員がないというのは、審議会の性質上ということでしょうか。

事務局：性質上入れないという形です。

議長：具体的に何を決める計画なのでしょうか。事業の内容を簡単にご説明お願いできますか。

事務局：これは都市計画で市街化区域をどうしていくか、住宅を建てられる場所どうしますか、商業をどうしますかというどちらかという法に基づいた形の区域を決めたり、今回の土地利用計画制度の見直しでいきますと、建ぺい率とか容積率をどうしていくのか、第一種住居地域を第何住居地域にするのかなど、都市計画法上の中での枠の考え方を決めていくところなので、ある意味非常に専門性が高いのですけども、皆さんの生活には割と直結している内容について審議をしているという状況です。

議長：要は僕の持っている土地の用途が変わるか変わらないかみたいな話ですよ。そのほかで市民から意見を吸い上げたりというようなことはやっているのでしょうか。

事務局：大きく用途が変わることについては、決める前に市民説明会を開いて意見を聞いて、それをまたさらに都市計画審議会に戻してどうしますかといったような意見の反映が行われていたり、パブリックコメントを行ってさらには都市計画審議会にかけるなど丁寧に議論しています。

議長：地権者だけではなく、一般市民の方も参加している説明会になりますか。

事務局：人数の多い少ないはありますが、資料に参加人数5回61名ということを示させていただいております。

議長：わかりました。パブリックコメントの資料もかなりの枚数で、図面や表やグラフなど。ただ、自分の土地がどうなるかということに関しては市民に直結しているということはわかりました。ご意見ございますか。

B委員：審議会等の予算ですけれども、予算で端数がついていますよね。9,202円。実際は5,920円。予算なのにどうして端数がついているのですか。例えば1万円にするとかそういう考え方にはならないのですか。

事務局：予算計上自体は千円単位で予算書を出すので、予算書上は1万円と出ます。ですが積算は9,202円でやっています。交通費に関しては車で来られる方は1キロ当たり37円で計

算していますから、そういう方がいると端数が出てきます。これを予算書上 1 万円と書いてもいいのですが、1 万円の内訳は 9,202 円ですという話です。他も全部そうですけど、次の市民説明会の費用内訳は 16,333 円となっていますが、予算書上では 17,000 円です。

議 長：その他ご意見等ございますか。なければ次の項目に移ります。

事務局：＜配布資料に基づいて説明を行った。＞

議 長：想定は 5 件ですけれども、健康に関しても皆さん関心のあることだと思うのですが、少しわかりにくかったかなと思います。概要版でも 12 ページ位のものだったと思うのですが、健康に興味のある方ってお年寄りだったりしますが、こういう計画は具体的なことではないのであまり関心を持たれないのかも知れません。健康に関することの市民意見ということで審議会とパブリックコメントの二つになっています。D 委員いかがですか。

D 委員：国保に該当する人が市民の中で何割ぐらいか。会社の保険に入っている人も多いですね。その中で更に国保でいったら 75 歳以下になってしまうので、かなり絞り込まれてくると思います。その中で関心を持っている人が何人いるかといったらすごく市場が狭いというか、ある程度は仕方がないのかなと感じます。

議 長：対象者が実はそんなに沢山ではないのですか。

事務局：2 年前くらいで国保加入率が大体 25% です。

議 長：人数にすると 4 分の 1。15,000 人くらい。子どももいるので声をかけてもなかなか 1 件、2 件しか出てこない。対象が 15,000 人くらいになると何となく納得はいきました。その他ご意見、ご質問ありますか。

委 員：＜質問・意見なし＞

議 長：なければ、次の項目に行きます。

事務局：＜配布資料に基づいて説明を行った。＞

ご意見、ご質問ありますか。

委 員：＜質問・意見なし＞

議 長：それでは、次の項目お願いします。

事務局：＜配布資料に基づいて説明を行った。＞

事務局：ご意見、ご質問ありますか。

C 委員：会議開催状況が公開・非公開というふうにチェックマークがあって実際公開しかなかったんですけど、非公開というケースはあるのでしょうか。

事務局：今回はありませんでしたが、実際審議の内容によっては非公開というものが出てきます。例えば、個人の特定あるいは個人情報に関する中身が議題になったときには非公開になるものもあります。

議 長：個人情報なんかが入ってくる場合、全体的には公開しているけれども、この部分だけ退出していただくというような場合もありますよね。

事務局：公開ヒアリングは公開なんですけども、その後公開ヒアリングが終わって委員で中身を確認していただくときに非公開にさせてもらったりですとかそういった形になります。

議 長：その他ご意見、ご質問ありますか。

委 員：＜質問・意見なし＞

議長：以上で「事前評価をしたもの」について、9件が終わりましたので、続いて、「事前評価をしていないもの」について、整理番号 2-1 の事業について、事務局から、説明してください。

事務局：＜配布資料に基づいて説明を行った。＞

議長：これについて事前評価ができなかった理由も含めご意見、ご質問ありますか。

委員：＜質問・意見なし＞

議長：それでは、次の項目お願いします。

事務局：＜配布資料に基づいて説明を行った。＞

議長：1件の意見に基づき原案を修正したと書かれているのですが、文言とか内容について簡単にわかりますか。

事務局：意見の中で子ども権利条例についての記載がないということでご意見がありまして、それを受けて教育委員会において、子どもの権利に向けた人権教育の充実について記載をしていきたいということで、具体的には子どもの権利をはじめとした人権教育、環境、福祉、平和についての取組を推進しますということで計画案から修正を加えた形になります。

議長：市民の意見によって修正されたということですね。そのほかご意見、ご質問ありますか。

委員：＜質問・意見なし＞

議長：なければ、次お願いします。

事務局：＜配布資料に基づいて説明を行った。＞

議長：簡単に修正内容はわかりますか。

事務局：市の責務といたしまして、空家に関する条文に修正を加えたらどうだというご意見がございました。このご意見を踏まえて、市の責務の中に空き家に関する情報の収集を加えてはいかがですかということで、文言を加えております。

議長：件数が少なかった割には参考になる市民の意見が反映されたということですね。そのほかご意見、ご質問ありますか。

委員：＜質問・意見なし＞

議長：なければ、次お願いします。

事務局：＜配布資料に基づいて説明を行った。＞

議長：「3件の意見のうち1件の意見に基づき条例、規則案を作成した」とありますが、基づきというのは具体的に何か取り入れたということですか。

事務局：いただいた意見を踏まえて定めたという形になっておりますので、基づいてというよりは参考にしてということですか。

議長：それでは、以上で協議事項(1)平成 27 年度市民参加手続きに係る事後評価についての審議を終了いたします。

3. その他

議長：その他事務局から、委員の皆さまにお伝えすることはありますか。

事務局：＜日程調整のほか、連絡事項を伝達した。＞

議長：特にご質問などはありませんか。

委員：＜質問なし＞

4. 閉 会

議長：それでは、本日の会議はこれで終了といたします。皆さん、お疲れ様でした。

議事録署名委員：_____